

- 給与上手くんα VERSION:15.001
- 給与上手くんαクラウド・給与上手くんαクラウド SE VERSION:15.001

**当プログラムは、マイクロソフト社のサポート対応終了に伴い、Windows XP・Vista・7・8.1 搭載機へのインストールは不可となっています。**

- ◆ 令和6年分 年末調整改正
  - 定額減税計算に対応  
年調減税額、年調減税額控除後の年調所得税額、控除外額の計算に対応しました。
  - 住宅借入金特別控除の改正に対応
  - 各種様式の改正に対応
    - ・令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
    - ・令和6年分 給与所得者の保険料控除申告書
    - ・令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書
    - ・【簡易対応様式】令和7年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書
- ◆ 令和7年分 月々の源泉徴収税額
  - 「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」とともに税額は令和6年から変更ありません。
- ◆ その他の改良、修正を行いました。

※詳細は、次ページからの“**給与処理d b【給与計算】(VERSION: 15.001)の変更点**”を参照してください。

※『**令和6年分給与支払報告書（総括表）**』対応の給与処理d bプログラムは12月上旬のご提供予定です。

## ご注意

- 他のICSシステムとマスターのやり取りを行われる場合は、他のICSシステム側も当改正対応プログラムのインストールを行い、バージョンを統一してください。

# 給与処理 d b 【給与計算】（VERSION:15.001）の変更点

## 概要

### I. 年末調整に関する改正

#### 1) 所得税・個人住民税の定額減税（令和 6 年度税制改正）

##### ①制度概要

令和 6 年分の所得税・令和 6 年度分の個人住民税について、納税者及び配偶者を含めた扶養親族 1 人につき、所得税 3 万円・個人住民税 1 万円が控除されることとなりました。

本人要件は、令和 6 年分の所得税の納税者である居住者のうち合計所得金額が 1,805 万円以下の者、配偶者及び扶養親族は合計所得が 48 万円以下の居住者の方となります。

	定額減税対象者	定額減税額
所得税	本人	30,000 円
	配偶者、扶養親族	1 人につき 30,000 円
個人住民税	本人	10,000 円
	配偶者、扶養親族	1 人につき 10,000 円

##### ②年調減税事務

年末調整時点の現況における定額減税額に基づき、年間の所得税額から控除や精算を行う事務です。年調所得税額から年調減税額（上記の表の金額の合計）を控除することになります。

- 手順**：1.対象者の確認 → 2.年調減税額の算出 → 3.年調減税額の控除 → 4.源泉徴収票へ表示
- 対象者**：令和 6 年 6 月 1 日以後に年調対象となる方で、扶養控除申告書を提出している甲欄適用者（合計所得 1,805 万円超の方を除く）

##### ※対象外の例

- ・主たる給与収入が 2,000 万円超で年末調整の対象外の方
- ・令和 6 年分の源泉所得税について災害減免法の適用を受けた方
- ・扶養控除等申告書を提出していない方
- ・扶養控除等申告書の提出がある方のうち、休職等で令和 6 年 6 月以降に給与等の支給の無い方
- ・令和 6 年 5 月 31 日以前に年末調整対象の方
- ・合計所得が 1,805 万円を超える方
- ・乙欄適用者（主たる給与の支払者のもとで控除→控除しきれなかった額は確定申告）
- ・丙欄適用者（確定申告）

##### ●年調減税の対象となる同一生計配偶者・扶養親族

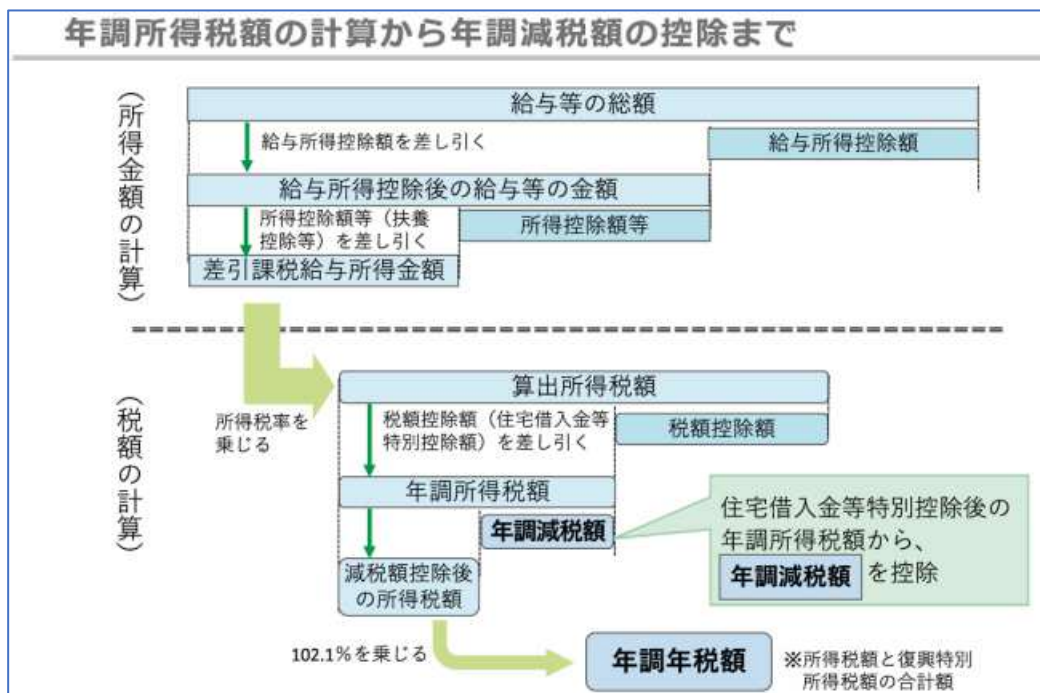
同一生計配偶者：「令和 6 年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書 兼 所得金額調整控除申告書」の“配偶者定額減税対象”のチェックの有無

扶養親族：「扶養控除等申告書」の“B 欄”及び住民税に関する事項の“16 歳未満の扶養親族”欄

##### ※共通事項

- ・合計所得金額 48 万円以下
- ・居住者
- ・6 月 1 日より前に亡くなった扶養親族→親族の死亡の日において扶養親族なら該当
- ・扶養親族について、令和 6 年 12 月 31 日時点で非居住者であれば対象外

●年調減税額の控除計算



例年の年調計算の、住宅借入金等特別控除のあとに年調減税額を控除する処理が追加となります。最終的な年調年税額は、控除後の所得税額に102.1%を乗じた金額です。

●源泉徴収票の記載方法

- ・「(摘要)」欄に、次のように記載します。

内容	記載方法
実際に控除した年調減税額	源泉徴収時所得税減税控除済額 xxxxx 円
年調減税額のうち 控除しきれなかった金額	控除外額 xxxxx 円 ※控除しきれなかった金額がない場合は「控除外額0円」
合計所得金額が1,000万円超の方で 同一生計配偶者が定額減税対象者の場合	非控除対象配偶者減税有 ※同一生計配偶者が障害者等に該当する場合は「減税有」を追記

2) 住宅借入金特別控除の改正

①例年の年次対応

平成26年居住開始分が適用期間終了のため除外、令和5年居住開始分が適用開始となりました。

②令和4年分税制改正

- 令和5年1月1日以後居住開始分の住宅ローン控除に関する証明書等の改正  
年末調整のための(特定増改築等)住宅借入金等特別控除証明書の記載事項に、その年の12月31日における住宅借入金等の金額が加えられました。
- 住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書制度の創設  
令和5年1月1日以後居住開始分について、住宅ローン控除の適用を受けようとする場合は、「住宅取得資金に係る借入金等の年末残高等調書」を用いて申告可能となりました。

※これまでの年末残高証明書を用いるのが「証明書方式」、上記令和4年度税制改正の年末残高調書を用いるのが「調書方式」です。

ただし、令和5年時点で調書方式に対応している金融機関は存在しないため、令和6年分年末調整においては使用できません。

### 3) 各種様式の改正

#### ① 令和7年分扶養控除等(異動)申告書

- ・二次元コードの位置が変更されました。

The image shows a portion of the '令和7年分扶養控除等(異動)申告書' form. A red dashed box highlights the QR code area, which has been moved from its previous position. Text annotations explain the change: 'この申告書は、あなた及び扶養親族の扶養控除等の適用を受けることとなる場合に、令和7年1月1日以後に扶養親族の扶養控除等の適用を受けることとなる場合に、この申告書の提出が必要となります。' and 'この申告書の提出は、令和7年1月1日以後に行ってください。' A red arrow points to the new QR code location.

#### ② 令和6年分 保険料控除申告書

- ・「あなたとの続柄」欄が削除されました。(生命保険料、地震保険料、社会保険料控除の各欄)

保険会社等の名称	保険等の種類	保険料の支払額	保険等の契約者の氏名	保険金等の受取人の氏名	新・旧の区分	あなたが本年中に支払った保険料等の金額(合計)	給与の支払者の確認
					新・旧 (a)	円	
					新・旧 (a)		

#### ③ 令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書

- ・申告書のタイトルが変更されました。(年末調整に係る定額減税のための申告書が追加)
- ・基礎控除申告書の控除額の計算について、「950万円超2,400万円以下(C)」が「950万円超1,805万円以下(C)」と「1,805万円超2,400万円以下(D)」に分割されました。
- ・基礎控除申告書に「本人定額減税対象」欄が新設されました。
- ・配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書に「配偶者定額減税対象」欄が新設されました。

The image shows a complex form for '令和6年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書'. It includes sections for 'あなたの本年中の合計所得金額の見積りの計算', '控除額の計算', and '配偶者の本年中の合計所得金額の見積りの計算'. There are tables for income and tax calculations, and checkboxes for '配偶者控除' and '本人定額減税対象'. The form is divided into '区分I' and '区分II' for different income levels.

#### ④ 簡易な扶養控除等申告書

- ・令和7年1月1日以後の扶養控除申告書より、前年分に記載した事項から異動がない場合は、申告書右上の「前年の申告内容からの異動 □なし」へのチェックで記載すべき事項に変えることができるようになりました。

The image shows the '令和7年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書' form. It includes fields for '所轄税務署長等', 'あなたの氏名', 'あなたの生年月日', '配偶者の氏名', and 'あなたの住所'. A checkbox labeled '扶' (Simple) is highlighted, with a note: '前年の申告内容からの異動 □なし'. The form is designed to be simpler than the previous version.

申告書についての参考 URL : 各種申告書・記載例 (扶養控除等申告書など) | 国税庁 (nta.go.jp)  
<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/shinkokusyo/index.htm>

### ⑤令和 年分 給与所得の源泉徴収票

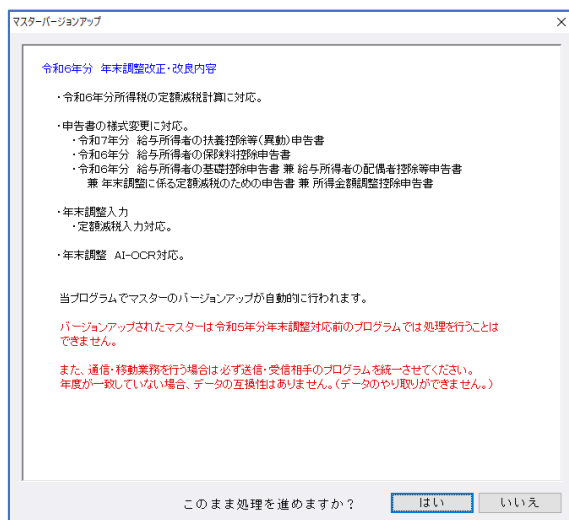
※源泉徴収票のドットプリンタ出力に関して、令和6年分に対応しました。

## 4) 令和7年分 月々の源泉徴収税額

- ①「給与所得の源泉徴収税額表（月額表）」、「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」、「電算機計算の特例等」とともに税額は令和6年から変更ありません。

## 改正対応

- 入力画面等を開くと改正内容等を表示します。内容を確認の上、“はい”で処理を進めてください。



※既存マスターの場合、  
マスターのバージョンアップ  
が行われます。

## I. 登録・導入／翌年更新（翌月更新）

- ①定額減税、年調減税関連のデータを令和7年に更新する際にクリアするよう対応しました。  
メニューバーの定額減税や年調減税、出力処理も令和7年マスターでは表示されなくなります。

## II. 給与・賞与／給与・賞与

### 1) 給与・賞与入力

#### ①明細書入カタブ

年調計算時に定額減税が残っている場合は、給与&年調マスターに限り「定額減税：〇〇〇」を表示するようにしました。

定額減税：		14,770
所得税		住民税
,000	0	8,000
控除 - 5		控除 - 6

#### ※ご注意

年調減税の対象者の場合は「定額減税：0」となります。  
単独年調／単独支給の場合は月次減税を行わないため記載はありません。

### Ⅲ. 給与・賞与／出力処理

#### 1) 明細書出力

①単独年調で「所得税」と「過不足税額」を分けて出力する設定（一括支給）の場合に、給与明細書（二人分）での定額減税関連の出力の調整を行いました。

- ・年末調整の控除額等を下部に表示しており定額減税関連を表示するスペースが狭いため、「定額減税」のみを表示します。

（控除前所得税額、控除後残額は表示しません。他の帳票を使用するなどに対応ください。）

				20,400				479,600
端	雇用率	退職者	非課税	課税対象額累計	課税支給累計	社会保険累計	所得税累計	
2,370,000	6.00		無	3,479,000	3,500,000	21,000		
R06.06.01				99,072	4,604	69,250	380,000	定額減税 22,690円

#### ※ご注意

「単独年調／単独支給」（年末調整計算時）の場合には月次の定額減税はしませんので、定額減税関連の項目の表示はありません。

#### 2) 源泉徴収票（給与上手くんαProⅡのみ）

①摘要欄に年調減税に関する事項を出力するよう対応しました。

- ・出力文字数の変更はありません。表示箇所は以下の通りです。

摘要	全角 50 文字 × 2 行
減税内容+扶養情報	全角 50 文字 × 2 行
前職分 住所、明細書	40 文字 × 1 行
前職分 金額（所得、源泉、社保）	× 1 行

（参考）従前の摘要欄

摘要	全角 50 文字 × 2 行
扶養情報	全角 50 文字 × 2 行
前職分 住所、明細書	40 文字 × 1 行
前職分 金額(所得、源泉、社保)	× 1 行

年調所得税額（マイナスの場合は0） / 年調年税額	570,500	490,500
差引超過額又は不足額		-369,500
(24)-2	90,000円	(24)-3 480,500円 (24)-4 0円

赤で囲んだ箇所から転記されます。

#### 《減税内容の転移例》

- ・定額減税を控除しきったケース→「源泉徴収時所得税減税控除済額 xx,xxx 円 控除外額 0 円」

(摘要)	源泉徴収時所得税減税控除済額90,000円 控除外額0円
------	------------------------------

- ・定額減税を控除しきれなかったケース→「控除外額 xx,xxx 円」に控除しきれなかった金額を表示

(摘要)	源泉徴収時所得税減税控除済額5,500円 控除外額84,500円
------	----------------------------------

- ・配偶者控除対象外だが定額減税対象の配偶者がいるケース→「非控除対象配偶者減税有」の文言追加

(摘要)	源泉徴収時所得税減税控除済額60,000円 控除外額0円 非控除対象配偶者減税有
------	--

- ・配偶者控除対象外の障害のある配偶者がいるケース→「減税有」の文言追加

(摘要)	源泉徴収時所得税減税控除済額60,000円 控除外額0円 減税有 天王寺幸子(同配)
------	--

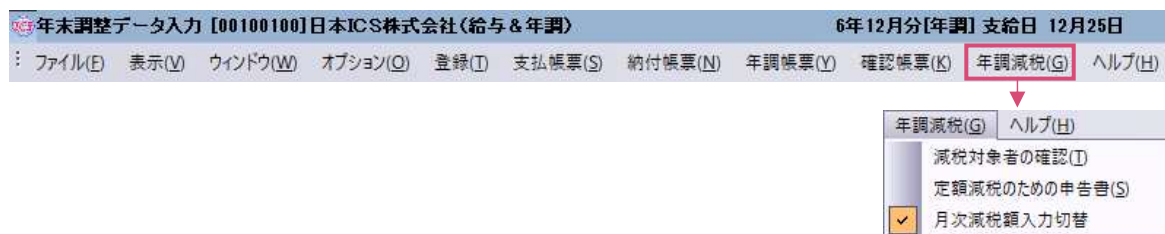
### Ⅲ. 年末調整／年末調整（ProⅡのみ）

#### 1) 年末調整-年末調整データ入力

（給与上手くん a は給与・賞与の入力画面にある年末調整から同様の処理が可能です）

##### ①年調減税

令和6年マスターのメニューバーに“年調減税(G)”を新設し、サブメニューに「減税対象者の確認(T)」「定額減税のための申告書(S)」「月次減税額入力切替」を追加しました。



##### ●減税対象者の確認(T)

年調対象社員の「個人コード」「社員氏名」、及び年調減税額の計算のための「扶養等の数」「減税額」の確認の確認用の画面を新設しました。

個人コード	社員氏名	年調減税額の計算	
		扶養等の数	減税額
000002		0	30,000
23-000001		2	90,000
23-000003(退)		0	30,000
23-000004		0	30,000
23-000005		0	30,000
23-000006(退)		0	30,000
23-000008(退)		0	30,000

- 画面には「年調減税対象者」が表示されます。
  - ※年調する設定の退職者であっても、令和6年6月以降の支給がない社員は表示されません。参照：令和6年分所得税の定額減税Q & A 2-1の注記
  - ※定額減税の対象外となる合計所得金額1,805万円超の社員は表示されません。
  - ※現物支給のみに金額が発生している場合、それが6月以降であれば対象者となりえますが、プログラム上、現物支給のあった月日の判定ができないため対象者に上がりません。お手数ですが、該当の月日に現物支給分の金額を入力いただく等で対応ください。また、その際は納付書作成時の所得税額にもご注意ください。
- 給与収入のある月や合計所得金額等から常時判定をかけています。必要に応じて画面キャプチャ等で内容の保存をしてください。
- 扶養等の数は手修正可能です。修正した欄（緑）は、毎回の判定で変更されることはありません。

##### ※ご注意

給与・賞与入力業務の「減税対象者の確認」で入力した内容は転記されません。

●定額減税のための申告書(S)

「令和6年分 源泉徴収に係る定額減税のための申告書 兼 年末調整に係る定額減税のための申告書」に対応しました。

上部の基本情報部分のみが印字対象です。

出力オプション  
 出力パターン  
 通常出力

- 給与の支払者の名称出力
- 給与の支払者の所在地出力
- 所轄税務署を出力する
- 本人名を出力する
- 電話番号を出力する
- 社員コードを出力する
- 当月退職者を出力する
- 個人番号を記載しない旨の文言を欄外に出力する  
(一切の個人番号が出力されません)

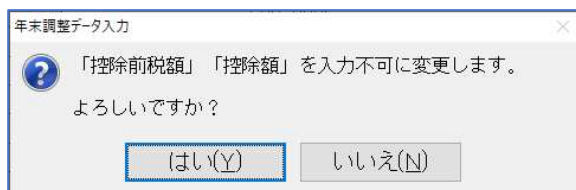
出力オプションは右の通り、出力可能個所に関する選択のみです。

●月次減税額入力切替

ON にすると、累積入力タブの所得税欄で Enter キーを押下して「月次減税額」入力ダイアログから、「控除前税額」「控除額」を入力可能になります。初期値は ON です。

(月次減税額入力ダイアログについては後述参照)

OFF にすると、下記メッセージを表示します。金額は保持されます。



②累積入力タブ

「月次減税額」ダイアログを新設しました。

前述の「月次減税額入力切替」が ON、かつ、実額編集モードの際、所得税欄で Enter キーを押下すると表示されます。

(累積入力タブの例)

所得税

21,000
21,000
21,000
21,000
21,000
21,000
0
12,000
21,000
21,000

Enter

(月次減税額ダイアログ)

月次減税額

控除前税額	21,000
控除額	9,000





#### ④基礎／配偶者／調整控除申告書タブ

「基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼年末調整に係る定額減税のための申告書兼所得金額調整控除申告書」の様式改正に対応しました。

基礎／配偶者／調整控除申告書タブに「本人定額減税対象」「配偶者定額減税対象」を表示します。

◆給与所得者の基礎控除申告書◆			本人定額減税対象	◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆			配偶者定額減税対象
本人の合計所得金額				配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	所得金額		所得の種類	収入金額等	所得金額	
給与所得	10,000,000	7,900,000		給与所得		0	
給与所得以外の所得の合計額				給与所得以外の所得の合計額		0	
合計所得金額		7,900,000		配偶者の合計所得金額		0	
基礎控除申告書の提出なし				配偶者控除の額		38万円	
基礎控除の額		48万円		配偶者特別控除の額		0万円	

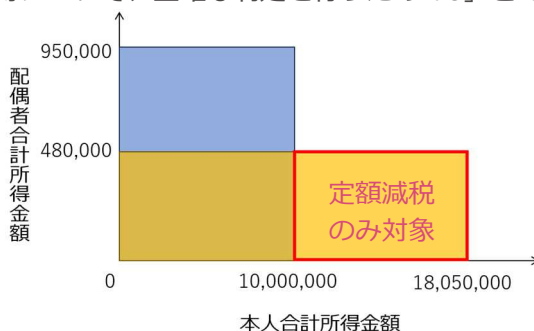
#### ●判定について

**本人定額減税対象**：合計所得金額 1,805 万円以下（居住者）

**配偶者定額減税対象**：本人要件該当かつ配偶者合計所得金額 48 万円以下（居住者）

※本人の合計所得金額が 1,000 万円超 1,805 万円以下の場合の配偶者の対応

配偶者の所得金額により「配偶者控除は対象外、定額減税は対象」というケースがあります。そのため、配偶者の所得について、正確な判定を行うため「0」と「空白」の区別を行います。



\* 本人 1,000 万円超かつ配偶者の所得がない場合

→ 給与収入又は給与所得以外の所得の合計額に「0」を入力

→ 「配偶者定額減税対象」

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆			配偶者定額減税対象
配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	所得金額	
給与所得		0	
給与所得以外の所得の合計額		0	
配偶者の合計所得金額		0	
配偶者控除の額		0万円	
配偶者特別控除の額		0万円	

\* 本人 1,000 万円超かつ配偶者に 48 万円超の所得があり、金額は不明

→ 空白

→ 「減税対象外」

◆給与所得者の配偶者控除等申告書◆			減税対象外
配偶者の合計所得金額			
所得の種類	収入金額等	所得金額	
給与所得		0	
給与所得以外の所得の合計額		0	
配偶者の合計所得金額		0	
配偶者控除の額		0万円	
配偶者特別控除の額		0万円	

これらの配偶者の所得の入力は、本人の所得が 1,000 万円超 1,805 万円以下に当てはまらない場合には、従前と同様に扶養情報に区分を入力いただく操作でも定額減税の判定が可能です。

### ⑤控除入力タブ

- ・“住宅控除”欄について年次の対応を行いました。（令和 6 年マスター以降）  
令和 5 年分住宅借入金等特別控除額の計算テーブルでの計算に対応しました。  
（平成 26 年居住開始分は期間終了のため除外、令和 5 年居住開始分の計算追加）

※居住開始日が令和 5 年以降の場合は“特”“特特”“特特特”を選択しても計算を行いません。

- ・欄外下部に「(24)-2 (24)-3 (24)-4」（年調減税額、減税控除後年調所得税額、控除外額）を表示するようにしました。

年調所得税額 (マイナスの場合(10) / 年調年税額)	570,500	490,500			
差引超過額又は不足額		-369,500			
(24)-2	90,000円	(24)-3	480,500円	(24)-4	0円

定額減税の対象となる方の年調年税額は、年調減税額を控除後の所得税額に復興特別所得税率を乗じた金額となります。

(計算例)

$$\begin{aligned} & \text{年調所得税額 } 570,500 \text{ 円} - (24)\text{-}2 \text{ } 90,000 \text{ 円} = (24)\text{-}4 \text{ } 480,500 \text{ 円} \\ & (24)\text{-}4 \text{ } 480,500 \text{ 円} \times \text{復興特別所得税率 } 102.1\% \div \text{年調年税額 } \underline{490,500 \text{ 円}} \end{aligned}$$

### ⑥年末調整票入力タブ

- 欄外下部に「(24)-2 (24)-3 (24)-4」（年調減税額、減税控除後年調所得税額、控除外額）を表示するようにしました。（控除入力タブと同じ内容が表示されます。）

不足額の精算	本年最後の給与から徴収する金額 (12)				
	翌年に繰り越して徴収する金額 (33)				
(24)-2	90,000円	(24)-3	480,500円	(24)-4	0円

## 改 良

### I. 給与・賞与

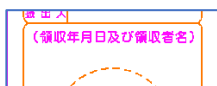
#### 1) 給与・賞与

- ①[Ins 源泉徴収票]で表示する源泉徴収票イメージについて、途中入社、退職者に該当しない場合は「中途職・退職」の年分を表示しないよう改良しました。

※出力処理の源泉徴収票（aPro II のみ）に合わせた対応です。

#### 2) 出力処理

- ①所得税徴収高計算書（納付書）において、右下の「領収日付印」を「領収年月日及び領収者印」に変更しました。

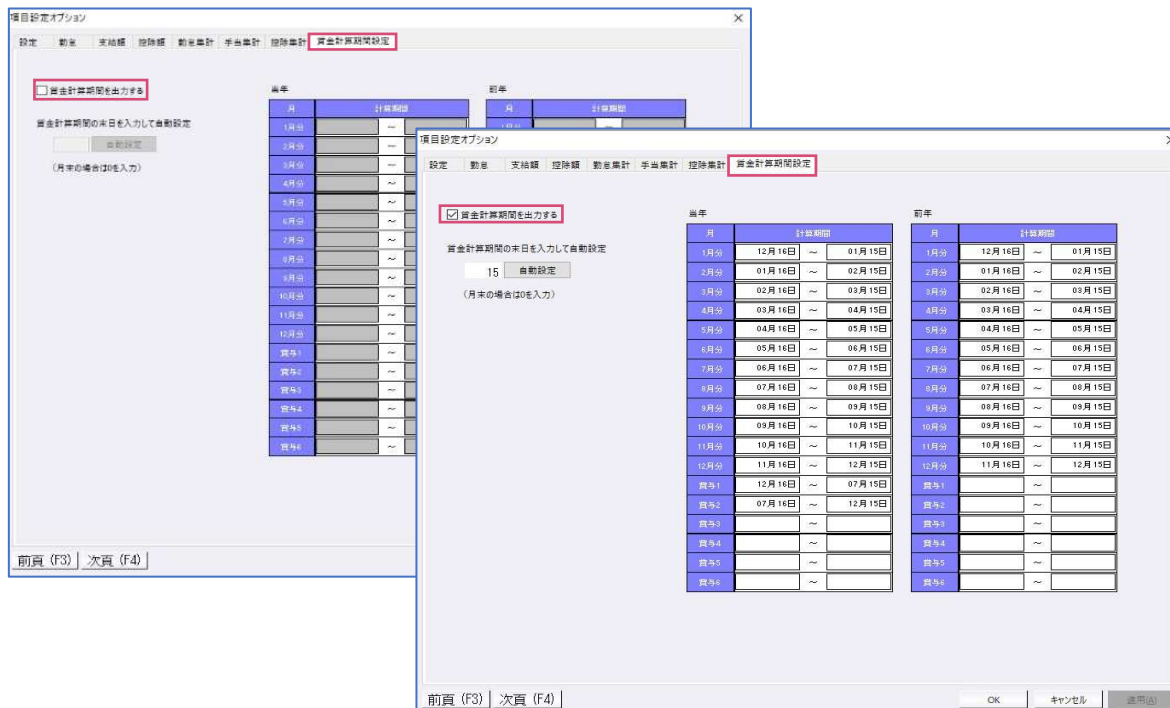


- ②給与台帳兼賃金台帳／源泉徴収簿兼賃金台帳（社員別/部署別合計/総合計）に賃金計算期間を出力する改良を行いました。（労基法 108 条）。[F6 項目設定]より出力期間を設定します。

#### ●[F6 項目設定]

- ・「賃金計算期間設定」タブを新設しました。賃金計算期間を出力する／しないをチェックボックスで選択し、チェックが ON の場合に計算期間の設定が可能となり設定した期間を出力します。給与 12 ヶ月、賞与 6 回分の当年分と前年分を登録します。

- ・集計計算期間の初期値は空白です。各月の計算期間の末日を入力して、自動設定ボタンを押下すると当年・前年の1月分から12月分の賃金計算期間を自動で設定します。自動設定欄で入力した末日は保存しません。賞与月の自動設定は対応できないため手入力してください。
- ・出力範囲内の全ての月（回数）の賃金計算期間が未登録の場合は賃金計算期間を出力するがONであっても賃金計算期間を出力しません。
- ・未経過月の賃金計算期間は出力しません。



00000002 サンプル株式会社		令和 6年 源泉徴収簿兼賃					
000005 氏名 佐藤 浩二		男性 生年月日=昭52. 5. 6 住所=〒543-0001 大阪市天王寺区上本町					
給 料	1月 (1/25)	2月 (2/25)	3月 (3/25)	4月 (4/25)	5月 (5/25)	6月 (6/25)	7月 (7/25)
出勤日数/出勤時間	(12/15~1/15)	(1/15~2/15)	(2/15~3/15)	(3/15~4/15)	(4/15~5/15)	(5/15~6/15)	(6/15~7/15)
賞 与	1回 (8/1)	2回 (12/25)					
	(12/15~7/15)	(7/15~12/15)					

●改良に伴う変更点

“賃金計算期間を出力する”ON の設定では給与、賞与にそれぞれに賃金計算期間行が1行追加され計2行出力内容が増加したことにより、“項目設定出力を使用する”がOFF（台帳を1頁に収めて出力する場合）の場合に以下の変更があります。

“項目設定出力を使用する”がOFFの場合は1頁に収めるため出力行を調整し控除項目が5行分出力され、それ以上の控除項目を使用している場合は「その他控除」に集計されて出力しています。“賃金計算期間の出力を行う”ONでは2行分の項目を調整する必要があるため、控除項目で調整しきれない場合は手当項目を「その他手当」に集計します。

【参考】

バージョンアップ前から以下の条件に該当する場合はそれぞれの条件ごとに控除項目の出力を1行使用します。

- ・賞与欄に控除額を出力する（項目設定）
- ・オプション-単独年調月の過不足税額を出力する
- ・年調翌年繰越額設定の場合（年調時の設定）
- ・介護保険料を出力する。（介護保険料を健康保険料に含めない（会社設定））
- ・印刷ダイアログ-事務所名出力

## II. 表形式／表形式（Pro IIのみ）

### 1) 給与マスター表形式処理

- ①令和6年度年末調整において改正による表形式ファイル項目の対応はございません。
- ②タイプ1～5でファイル作成を行った場合には、摘要の定額減税関係の情報を出力します。
  - ・タイプ1～5

AKQ
(摘要) 扶養情報1
源泉徴収時所得税減税控除済額60,000円 控除外額0円 非控除対象配偶者減税有

《補足》

- ・年調減税額、年調減税額控除後の年調所得税額、控除外額はマスター内で計算します。
- ・源泉徴収簿に月次定額減税の控除前税額・控除額を出力する場合は『1.年末調整』-累積入力にて手入力が必要です。

### ②ファイル項目設定

表形式ファイル側（CSV）で税額表区分を“乙欄”で登録した場合の取り込みについて以下の対応を行いました。

住所2	税額表区分	給与支給区	健康	賞与6回	年末調整区分	給与種別
△△マンション	乙欄	月給	協会		年調せず	給料

- ・“税額表区分”と“年末調整区分”を CSV データから取り込んだ場合は、“年末調整区分”の設定を取り込まず、取り込み後の社員登録では必ず“年調しない”となります。
- ・“税額表区分”のみを取り込んだ場合は、年末調整区分を“年調しない”に設定します。
- ・“年末調整区分”のみを取り込んだ場合は、社員の税額表区分を判定し、税額表区分が“乙欄”場合は取り込み後の社員登録で“年調しない”に設定します。

## 修正

### I. 登録・導入

#### 1) 会社・社員情報リスト

- ①複数の給与体系を使用しているマスターにおける社員情報リストの“固定給”の出力について、使用していない手当の名称や金額が表示される場合があったのを修正しました。

#### 2) 翌年更新（翌月更新）

- ①既退職者で年調するに設定している場合、明細書データをクリアしないように修正しました。

### II. 給与・賞与

#### 1) 給与・賞与

- ①計算ルール内で X 変数・Y 変数を使用する場合に、同変数の初期化が行われておらず条件に該当していない社員に、不正な計算結果が転記される場合があったのを修正しました。

#### 2) 出力処理

- ①入力ロック中のマスターで所得税徴収高計算書の抽出を実行すると、既退職者で年調するに設定している社員の年調過不足税額が抽出されていなかったのを修正しました。
- ②支給控除一覧表の部署毎に改頁で、部署計が2頁に分かれて出力する時に部署計が正しく出力されるよう修正しました。

## 補足 住宅借入金等特別控除一覧表

契約区分	区分	居住開始日	特例区分	控除率	控除限度額	控除年数	所得金額要件		
※R4.1.1より前の居住開始日の場合は、新築等や中古といった区分はありません。控除入力の際は、初期値の新築等で入力ください。	住	H27.1.1 ~ R1.9.30	特	1.0	40	10	3,000万円		
	認		—	1.0	20				
	震		特	1.0	50				
	住		—	1.0	30				
	住	R1.10.1 ~ R3.12.31	特特	1.0	40	13	3,000万円		
	認		特		40	10			
	震		—		20				
	住		特特	1.0	50	13			
	認		特		50	10			
	震		—		30				
	住	R3.1.1 ~ R4.12.31	特特	1.2	60	10	3,000万円 (特特特は1,000万円)		
	認		—		60				
震	特特		1.0		40			13	
新築等	住	R4.1.1~ R5.12.31	—	0.7	21	13	2,000万円		
			特家				1,000万円		
	認		—	0.7	35		2,000万円		
	認 (ZEH)		特家				1,000万円		
	認 (省エネ)		—	0.7	31.5		2,000万円		
	震		特家				1,000万円		
	中古		住	—	0.7		14	10	2,000万円
									特家
			認	—	0.7		21		2,000万円
			認 (ZEH)	特家					1,000万円
			認 (省エネ)	—	0.7		21		2,000万円
			震	特家					1,000万円
増				※計算しません。		3,000万円			

以上